

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省2(I-6-3))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>医薬品の適正使用を推進すること(施策目標 I-6-3) 基本目標 I:安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標6:品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器・再生医療等製品を国民が適正に利用できることにすること</p>		<p>担当 部局名</p>	<p>医薬・生活衛生局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>総務課長 鳥井陽一</p>				
<p>施策の概要</p>	<p>・ 薬局は、平成19(2007)年4月に施行された「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第84号)により、医療提供施設として位置づけられ、地域医療計画の下に、在宅医療や医薬品などの供給を通じて地域医療に貢献することが期待されている。また、医薬品の適正使用の観点から、医薬分業の推進にも努めている。</p> <p>・ 平成27年10月に、かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能を示した「患者のための薬局ビジョン」を策定・公表した。同ビジョンでは、かかりつけ薬剤師・薬局の機能として、 ① 服薬情報の一元的・継続的把握とそれに基づく薬学的管理・指導 ② 24時間対応・在宅対応 ③ 医療機関等との連携 をあげ、また、患者等のニーズに応じて強化・充実すべき機能として、 ④ 積極的に地域住民の健康維持・増進を支援する健康サポート機能 ⑤ 専門的な薬物療法を提供する高度薬学管理機能 を提示している。これらを推進するため、ビジョン実現のためのアクションプランを作成(平成28年度)し、テーマ別モデル事業(平成28～30年度)等を実施してきた。</p> <p>・ また、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会においても、薬局・薬剤師の在り方について検討を行い、薬剤師・薬局がその役割を果たすためには、各地域の実情に応じて、医師をはじめとする他の職種や医療機関等と情報共有しながら連携して、患者に対して一元的・継続的な薬物療法を提供することが重要であり、また、患者が自身に適した機能を有する薬局を選択できるようにすることが重要であるとされた。こうしたことから、地域における薬局の機能強化や連携体制構築のための取組や、専門性を有する薬剤師の養成等に取り組んでいるところである。</p> <p>・ この他、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第63号)(以下、改正薬機法という。)では、薬剤師が調剤時に限らず、必要に応じて患者の薬剤の使用状況の把握や服薬指導を行う義務を法制化するとともに、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、機能別の薬局の都道府県知事の認定制度(名称独占)を導入する。また、服薬指導について、対面義務の例外として、一定のルールの下で、テレビ電話による服薬指導を規定している。</p>									
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1</p>	<p>医薬分業率が70%に達する中で、医薬品の適正使用を推進するために、かかりつけ薬剤師・薬局の推進や、医療事故の発生予防・再発防止、医療技術の高度化・専門分化の進展に対応できる病院・薬局薬剤師の知識及び技能の養成、チーム医療、地域医療に貢献する薬剤師の養成等が必要となっている。 また、団塊の世代が後期高齢者(75歳以上)になる令和7(2025)年を目途に住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しているところであるが、薬剤師・薬局もその一翼を担うべく、すべての薬剤師・薬局がかかりつけ薬剤師・薬局としての機能を持つことを目指している。</p>								
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>				<p>達成目標の設定理由</p>					
	<p>目標1 (課題1)</p>	<p>かかりつけ薬剤師・薬局の推進</p>			<p>医薬品の適正使用のためには、薬剤師が行う服薬指導や薬歴管理の重要性及びこれらによる国民医療の質の向上を一人でも多くの国民が実感できることが重要であるため。</p>					
<p>達成目標1について</p>										
<p>測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標</p>	<p>基準値</p>		<p>目標値</p>		<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p>					<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>
	<p>基準年度</p>	<p>目標年度</p>	<p>平成29年度</p>	<p>平成30年度</p>	<p>令和元年度</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>			
<p>① 重複投薬・相互作用防止の取組件数(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関係:社会保障分野56】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】 ※平成26年度は直近3年間の6月審査分の算定件数を平均</p>	<p>71,502件</p>	<p>平成24～平成26年度</p>	<p>143,003件</p>	<p>令和2年度</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>143,003件</p>	<p>-</p>	<p>かかりつけ薬剤師・薬局による重複投薬・相互作用の防止は薬物療法の有効性及び安全性を向上させるために必要であるため設定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定。】 (参考)平成27年度:87,673件、平成28年度:289,785件 (出典)社会医療診療行為別統計</p>
<p>2 健康サポート薬局の届出数(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野15】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】</p>	<p>1,355件</p>	<p>平成30年度</p>	<p>平成30年度比50%増加(2,033件)</p>	<p>令和3年度</p>	<p>前年度(267件)以上</p>	<p>前年度(879件)以上</p>	<p>前年度(1,355件)以上</p>	<p>前年度以上</p>	<p>2,033件以上</p>	<p>かかりつけ薬剤師・薬局としての機能に加えて、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援するため、医薬品等の安全かつ適正な使用に関する助言を行う薬局が「健康サポート薬局」と表示・公表できる制度を平成28年10月から開始したため設定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定。】 (参考)平成27年度:一、平成28年度:267件</p>

(参考)指標					
3	「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師を配置している薬局の割合 【新経済・財政再生計画関係:社会保障分野56】				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ かかりつけ薬剤師・薬局の実現に向けた薬局等の取組の進捗状況実績として把握するため、設定した。</li> <li>・ なお、新経済・財政再生計画 改革工程表では、「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師を配置している薬局数(※1)をKPIとして設定しており、当該薬局は令和4年度までに60%とすることとしている。</li> <li>※1 以下のいずれかを満たす薬局を、「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師を配置している薬局と定義している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 電子版お薬手帳又は電子薬歴システム等のICTを導入している薬局数</li> <li>② 在宅業務を実施した薬局数の割合(過去1年間に平均月1回以上)</li> <li>③ 健康サポート薬局研修を修了した薬剤師を配置しており、当該薬剤師が地域ケア会議等、地域の医療・介護関係の多職種と連携する会議に出席している薬局数(過去1年間に1回以上)</li> <li>④ 医師に対して、患者の服薬情報等を示す文書を提供した実績がある薬局数(過去1年間に平均月1回以上)</li> </ul> </li> <li>・ 上記4項目については、平成31年1月から都道府県が整備する薬局機能情報提供制度(※2)で把握することとしているが、各都道府県におけるシステム改修が必要となることから、令和元年12月末まで経過措置を設けていたところ。そのため、令和2年度開始時点においては、現時点における状況を把握しきれていないことから、参考指標として設定することとした。</li> <li>※2 薬局開設者が都道府県に報告する事項を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」(昭和36年厚生省令第1号)で定めており、報告事項を都道府県が整備するシステムで公表している。</li> </ul>

達成手段1		補正後予算額(執行額)		令和2年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和2年行政事業レビュー事業番号
平成30年度	令和元年度						
(1)	医薬品適正使用推進事業(普及啓発に係る部分) (昭和50年度)	31百万円 (28百万円)	29百万円		1, 2	・厚生労働省、都道府県、日本薬剤師会及び都道府県薬剤師会の主催で実施する「薬と健康の週間」(毎年10月17日～23日)において、医薬分業の趣旨を盛り込んだポスター及びリーフレットを作成・配布し、医薬品及び薬剤師の役割に関する正しい知識を広く国民に浸透させることにより、保健衛生の維持向上を図る事業。 ・啓発資材配布数(ポスター57,000部、リーフレット97,000部)。 ・かかりつけ薬剤師・薬局推進指導者協議会開催回数1回の実施。	
(2)	薬局医療安全対策推進事業 (平成20年度)	35百万円 (35百万円)	84百万円		1, 2	・薬局におけるヒヤリ・ハット事例を収集し、分析・評価を行うことにより、再発防止に役立て医療安全の確保を目的とする事業。 ・ヒヤリ・ハット事例の収集のため、本事業への参加薬局数の増加を促進する。 ・分析・評価した内容を関係者に周知する。	
(3)	薬剤師生涯教育推進事業 (平成22年度)	10百万円 (10百万円)	9百万円		1, 2	・病院や薬局等に勤務している薬剤師を対象として、病院や地域におけるチーム医療に貢献するために必要な知識及び技術を習得させるため、医療現場等において医師や看護師等と協働した高度な医療に関する実務研修等を行う事業。 ・チーム医療や地域医療の推進に貢献する薬剤師を養成する研修を行うこと等により、地域包括ケアシステムの一翼を担う薬剤師の増加を推進する。	
(4)	患者のための薬局ビジョン推進事業 【新経済・財政再生計画関係:社会保障分野⑤】 (平成28年度～平成30年度)	207百万円 (191百万円)	-		1, 2	平成27年10月に策定した患者のための薬局ビジョンの実現に向けて、かかりつけ薬剤師・薬局の機能調査や、かかりつけ薬局機能強化のためのテーマ別モデル事業を実施。 (事業内容) ①多職種連携による薬局の在宅医療サービスの推進事業 ②ICTを活用した地域の先進的な健康サポート推進事業 ③薬局・薬剤師による健康サポート推進事業 ④薬局薬剤師と病院薬剤師の連携(薬業連携)等の地域連携を担う人材育成事業	
(5)	薬局機能強化・連携体制構築事業 (令和元年度)	-	212百万円	-	1, 2	・薬剤師・薬局が地域において果たすべき役割や薬局間・医療機関等との連携体制を構築するためのモデル事業を実施。 (事業内容) ①薬局の連携体制整備のための検討モデル事業 ②地域における薬剤師・薬局の機能強化及び調査・検討事業 ・先進・優良事例を収集して事例集を作成し、地方自治体と情報共有。	
(6)	認定薬局等整備事業 (令和2年度)	-	-	40百万	1	・薬局の機能強化を推進するため、改正薬法において新たに位置付けられた認定薬局(地域連携薬局・専門医療機関連携薬局)に関して、地域における薬局と医療機関等との連携構築のための取組や、専門性を有する薬剤師を養成する学会等の取組への支援等を行う。 (1)認定薬局等の整備事業 ①地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局において求められる役割である医療機関等との連携体制構築に向けて、地域における先進的で効果的な取組が全国的に広がるよう、当該取組を支援する。 ②専門医療機関連携薬局に必要とされる専門性を有する薬剤師を養成する学会等の取組を支援する。 (2)認定薬局の運用支援事業 ①認定薬局の取組を推進し、全国で統一的な認定制度の運用ができるよう、認定業務を行う各都道府県と厚生労働省との意見交換を実施する。	
(7)	医療情報化等推進事業 (令和元年度)	-	5百万円		-	特定の地域で電子処方箋を運用し、その医療上のメリットや既存のガイドライン(「電子処方せん」の運用ガイドライン)等の課題の検証を行うとともに、調査研究を行う事業。 実施した実証事業を通じて把握した課題を踏まえ、オンライン服薬指導や電子処方箋のより効果的・公立的な仕組みを構築するための調査・検討を実施している。	
(8)	全国薬局機能情報提供制度事業 (令和元年度) 【新経済・財政再生計画関係:社会保障分野56】	-	6百万円		-	かかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師を配置している薬局やそれぞれの在宅業務の実績等の情報を地域住民へ見える化するための薬局機能情報提供制度について、各都道府県での全国的な公表システムの設計・作成・運営に係る調査・検討を実施している。これにより、地域住民への薬局機能の見える化が実現し、患者の利便性向上につなげることに資するものである。	
(9)	災害時における薬剤師の対応体制整備事業 (令和2年度)	-	-		-	災害時に円滑かつ迅速に医薬品を提供できるよう、薬剤師を活用した医薬品の提供体制の整備を支援し、災害時においても、速やかに平時と同様の医薬品提供体制が確保できることにより、被災地における医療救護活動に寄与する。 (1)連携体制の構築のための検討会等の開催 災害時の地域の連携体制の構築のための検討会等を開催する。 (2)災害時対応資材等整備への支援 災害時に医薬品を適切に提供するために必要な資材等の整備を支援する。	

施策の予算額(執行額)(千円)	平成30年度		令和元年度		令和2年度		政策評価実施予定時期(評価予定表)	令和3年度
		282,913(263,746)		309,308		121,914		
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
	-			-		-		